

第 2 3 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月13日（月）午後2時00分～午後2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1 番 島田 信成
 - 2 番 清水 和夫
 - 3 番 松島 章倫
 - 4 番 天谷 雄一
 - 5 番 諸井 政男
 - 6 番 武井 輝行
 - 7 番 高田 洋子
 - 8 番 天谷 豊
 - 9 番 金子 節夫
 - 10 番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 議案第 64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第 3 報告
 - 報告第 31号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第23回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第23回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番横山正行委員、同じく1番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第64号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第64号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年5月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。5月10日、1班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

	(挙手全員)
会長 (天谷)	<p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして、議案第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年5月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番 (高田)	<p>7番高田です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字中野字横塚地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地は畑作地で、日照時間は十分にあるものと思われれます。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第66号、農地法第5条第1項の規定に</p>

会長（天谷）	よる許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	<p>議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年5月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番（天谷雄）	<p>4番天谷です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字中野字蛭沼地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地の北側には、町道を挟んで太陽光発電施設が設置されておりました。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確

会長（天谷）	認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
3番（松島）	<p>3番松島です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字寺中地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は駅から半径300メートル以内に位置しており、農地区分は第3種農地と判断されます。南側には工場があり、畑としては使いづらい印象でした。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番（高田）	<p>7番高田です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字馬場地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地の南側は雑草地で管理されている形跡がなく、北側は既に太陽光発電施設が設置されていて、非農地の間に挟まれているので、畑として使いづらい印象でした。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>3番（松島）</p>	<p>3番松島です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字馬場地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落に接続しており、不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたしま</p>

会長（天谷）	す。5番について、事務局より説明願います。
事務局(國府田)	番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
7番（高田）	7番高田です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字赤堀字宿地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は住宅敷地内にある農地で、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
会長（天谷）	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。6番について、事務局より説明願います。
事務局(國府田)	番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番（天谷雄）	4番天谷です。5月10日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字中野字中川原地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してくだ

4番 (天谷雄)	<p>さい。申請地は現在、休耕地となっており、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第31号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第31号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年5月13日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、31ページから32ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第23回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和元年6月10日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 横山 正行

委員 島田 信成